

給与等に関する参考資料

目 次

1	職員給与実態調査の概要について	34
	第1表 給料表別職員数、性別、学歴別構成比等	35
	第2表 給料表別、部局別職員数	36
	第3表 給料表別、級別、号給別人員分布	37
	第4表 給料表別、級別、年齢別職員数	43
	第5表 給料表別、学歴別人員及び平均経験年数	47
	第6表 給料表別、級別平均給料額	49
	第7表 給料表別平均給与月額	50
	第8表 給料表別扶養手当支給状況等	51
	第9表 給料表別住居手当支給状況	52
	第10表 給料表別通勤手当支給状況	53
	第11表 給料表別休職者等の状況	54
	第12表 再任用職員の給料表別、級別人員	54
2	民間給与実態調査の概要について	55
	第13表 産業別、規模別調査事業所数	56
	第14表 民間の従業者と行政職との対応格付	56
	第15表 職種別給与額等の状況	57
	第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	59
	第17表 民間における家族手当の支給状況	59
	第18表 民間における住宅手当の支給状況	60
	第19表 民間における通勤手当の支給状況	61
	第20表 民間における特別給の支給状況	62
	第21表 民間における賞与の配分状況	62
3	物価及び生計費について	63
	第22表 消費者物価指数及び消費支出（勤労者世帯）	64
	第23表 費目別、世帯人員別標準生計費	64
4	勧告による改定額等の概要について	65
5	人事院の給与等に関する報告及び勧告の骨子（抜粋）	67
	給与勧告の骨子	67
	公務員制度改革に関する報告の骨子	69

給与等に関する参考資料

1 職員給与実態調査の概要について

今回の報告の基礎となった「平成15年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成15年4月現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査の対象

ア 次に掲げる条例の適用を受ける職員で、平成15年4月1日に在職するもの

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）

(イ) 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）

(ウ) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）

イ 上記の職員のうち、次のものについては除外した。

(ア) 休職期間中の職員

(イ) 育児休業期間中の職員

(ウ) 平成15年4月1日付けで退職した職員

(I) 再任用職員

(3) 調査の内容

ア 職員の年齢、学歴等に関する事項

年齢、学歴、性別、経験年数、適用給料表及び級号給等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当及び扶養親族数、調整手当、住居手当及び支給区分、通勤手当及び通勤方法、初任給調整手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特地勤務（へき地）手当等

(4) その他

ア 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校の事務職員及び学校栄養職員は、行政職給料表及び医療職給料表(二)の統計数値に含まれている。

イ 構成比については、小数第2位を四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 給料表別職員数、性別、学歴別構成比等

区 分 給 料 表		職 員 数		性別人員構成比		学 歴 別 人 員 構 成 比				平均	平均経験
		人	%	男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	年齢	年 数
全 給 料 表	15年	14,556	100.0	64.7	35.3	73.6	9.8	16.4	0.1	42.1	20.1
	14年	14,759	100.0	64.6	35.4	73.0	9.9	16.9	0.2	41.7	19.7
行 政 職	15年	4,401	30.2	77.8	22.2	59.7	9.9	30.2	0.2	41.9	20.4
	14年	4,461	30.2	77.7	22.3	59.0	10.0	30.7	0.3	41.5	20.1
(中小学校事務職)	15年	335	2.3	27.2	72.8	15.8	22.4	61.8		44.7	25.0
	14年	335	2.3	27.5	72.5	16.1	22.1	61.8		44.1	24.3
公 安 職	15年	1,413	9.7	98.3	1.7	38.3	0.8	60.9		43.3	22.9
	14年	1,413	9.6	98.6	1.4	35.7	0.8	63.5		43.4	23.1
海 事 職	15年	61	0.4	100.0			32.8	54.1	13.1	40.8	21.8
	14年	62	0.4	100.0			30.6	53.2	16.1	41.8	22.9
研 究 職	15年	245	1.7	88.6	11.4	96.7	2.0	1.2		41.0	17.7
	14年	237	1.6	89.9	10.1	96.6	1.7	1.7		41.3	18.1
医 療 職 (一)	15年	141	1.0	90.1	9.9	100.0				42.9	16.9
	14年	137	0.9	89.1	10.9	100.0				42.5	16.6
医 療 職 (二)	15年	301	2.1	43.2	56.8	41.2	57.8	1.0		44.9	23.0
	14年	304	2.1	42.8	57.2	42.8	56.3	1.0		44.4	22.4
(中小学校栄養職)	15年	73	0.5		100.0	12.3	87.7			48.0	27.1
	14年	74	0.5		100.0	13.5	86.5			46.9	26.0
医 療 職 (三)	15年	578	4.0	3.8	96.2	18.2	73.0	8.8		39.9	18.6
	14年	602	4.1	3.5	96.5	17.1	72.3	10.6		39.9	18.7
大 学 教 育 職	15年	129	0.9	63.6	36.4	86.8	12.4	0.8		48.9	24.4
	14年	128	0.9	61.7	38.3	85.9	13.3	0.8		48.2	23.8
高 等 学 校 等 教 育 職	15年	2,238	15.4	64.0	36.0	89.9	5.0	5.1		41.4	18.9
	14年	2,297	15.6	64.4	35.6	89.8	4.8	5.4		41.2	18.6
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	15年	5,049	34.7	50.0	50.0	95.3	4.7			42.1	19.5
	14年	5,118	34.7	50.1	49.9	95.2	4.8			41.5	18.9

(注) 中小学校事務職及び中小学校栄養職の欄の数値は、行政職及び医療職(二)の内数である。以下、第2表、第7表及び第12表において同じ。

第2表 給料表別、部局別職員数

部 局 給料表		知	議	人	監	教	地	漁	警	大	高	中	小	計
		事	会	事	査	育	方	業	察	学	校	学	学	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 給 料 表	15年	4,505	23	11	14	329	7	6	1,700	172	2,425	1,882	3,482	14,556
	14年	4,575	24	12	14	325	12	6	1,699	171	2,483	1,926	3,512	14,759
行 政 職	15年	3,322	23	11	14	175	7	6	269	42	197	98	237	4,401
	14年	3,376	24	12	14	175	12	6	269	42	196	102	233	4,461
(中小学校事務職)	15年											98	237	335
	14年											102	233	335
公 安 職	15年								1,413					1,413
	14年								1,413					1,413
海 事 職	15年	27				21			4		9			61
	14年	27				22			4		9			62
研 究 職	15年	218				15			12					245
	14年	212				14			11					237
医 療 職 (一)	15年	141												141
	14年	137												137
医 療 職 (二)	15年	224									4	30	43	301
	14年	226									4	34	40	304
(中小学校栄養職)	15年											30	43	73
	14年											34	40	74
医 療 職 (三)	15年	573				2			2	1				578
	14年	597				2			2	1				602
大 学 教 育 職	15年									129				129
	14年									128				128
高 等 学 校 等 教 育 職	15年					23					2,215			2,238
	14年					23					2,274			2,297
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	15年					93						1,754	3,202	5,049
	14年					89						1,790	3,239	5,118

第3表 給料表別、級別、号級別人員分布

行政職給料表

号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	-	-						1			
2		14	3					1			
3	6	51	14								
4	9	58	65	6							
5	10	37	84	76					1		
6	9	62	80	117				1			
7	6	17	147	126	2			1		1	2
8	9	4	62	54	5						
9	3	5	25	105	20	1					
10	1	1	8	86	76			1			
11			2	14	126	7					8
12		1	1	1	96	15		1	1		5
13				1	78	60	1			17	2
14				1	60	82	1		1	11	1
15					32	150	10		33	18	2
16				1	7	170	92	16	16		
17				1	1	106	120	5	13		
18					1	42	152	33	8		
19						32	154	82			
20						40	109	62			
21					1	24	81	89			
22						1	153				
23											
24						3					
25											
26					1						
27			1								
28				1							
29											
30											
31											
32											
枠外 1						1	296	66		7	
枠外 2							57	27			
枠外 3							9	3			
枠外 4							3	1			
枠外 5											
枠外 6											1
計	53	250	492	590	506	734	1,238	390	73	54	21
										総 数	4,401

公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	-	-	-							
2										
3	4									
4	11									
5	9		1							
6	6		2							
7	16	11	2	1						
8	28	14	4	1						
9	27	16	6	7						
10	9	8	7	2	2					
11	4	18	7	4	7					
12	5	24	9	3	3	3				
13	2	13	10	2	4	3				
14	1	10	18	5	2	2				
15		7	10	3	7	4	3			2
16		3	10	3	6	12	3	2		
17		2	16	5	4	12	4	4		
18			17	5	12	12	12	3	1	
19			10	8	16	7	7	2		
20			20	4	5	16	8	9		
21			14	6	6	19	6	11		
22			24	17	10	34	8			
23			17	22	10	45				
24			18	19	4	64				
25			16	26	13					
26			7	6	38					
27			1	10						
28			1	12						
29				11						
30				10						
31										
32			1							
33										
34										
35			1							
36										
枠外 1				1	51	56	18	19	5	2
枠外 2					13	8	29	8	6	2
枠外 3						2	25	3	2	
枠外 4							6			
枠外 5							1			
計	122	126	249	193	213	299	130	61	14	6
									総数	1,413

海事職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1	-	-			
2					
3			1		
4			1		
5	1				
6	1				
7		1	1		
8	1	3			
9	1	1	1	1	
10	2		1	1	
11	3		1	3	
12	1		2		
13	1		2	1	
14	3		1		1
15	2		1	3	
16				1	
17			1	1	
18		1		2	
19				1	
20			1	2	
21				2	
22			1		
23			1	2	
24					
25				2	
26					
27					
枠外 1					
計	16	6	16	22	1
			総 数		61

研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1	-	-			
2		1			
3					
4		4			
5		1			
6		9			
7		4			
8		9	3		
9		5	9		
10		10	6		
11		6	4		
12		15	6		
13		15	4		
14		4	3		1
15		7	7		3
16		9	10	1	3
17		9	12	3	3
18			7	6	
19			5	7	1
20		1	9	2	
21			3	1	
22			5		
23			5		
24			1		
25			2		
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
枠外 1			3		
枠外 2			1		
枠外 3					
枠外 4					
計		109	105	20	11
			総 数		245

医療職（一）給料表

級 号給	1	2	3	4
1	-			
2				
3				
4				
5	2	3		
6	2	4		
7	4	7		
8		5	3	
9	1	7	7	
10		4	11	
11			2	
12			3	
13			9	3
14			7	2
15			4	5
16			5	3
17			1	4
18			2	3
19			3	1
20			1	3
21			1	
22				
23				
24				
枠外 1				3
枠外 2				7
枠外 3				3
枠外 4				1
枠外 5				1
枠外 6				3
特 7				1
計	9	30	59	43
総 数				141

医療職（二）給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	-	-					
2							
3							
4		4					
5		6					
6		4					
7	2	3					
8	2	5	4				
9	2	7	5				
10		5	4				
11	1	8	3	1			
12		2	4	2	2		
13		1	4	5	6		
14			1	6	3		
15			2	3	6	1	1
16				1	14	6	
17					12	12	
18					7	4	
19					19	5	
20					10	7	
21					14		
22					7		
23					23		
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
枠外 1					30	2	
枠外 2					1	6	
枠外 3					2	3	
枠外 4							
枠外 5					1		
計	7	45	27	18	157	46	1
総 数						301	

医療職（三）給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	-	-					
2							
3			4				
4		5	19				
5		20	19				
6		25	14				
7		8	19				
8		26	16	6			
9		22	11	10			
10		2	2	14			
11		1	1	8			
12			1	7			
13				8	2	1	
14				8	20		
15				8	14	2	
16				6	15	10	
17				5	20	6	
18					14	4	
19					20	2	
20				1	18	6	
21				3	19	3	
22				2	16	2	
23				3	12		
24				7	15		
25				6			
26				9			
27				4			
28				1			
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
枠外 1				1	20		
枠外 2					3	2	
計		109	106	117	208	38	
総数							578

大学教育職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1	-	-	1		
2			1		
3			1	1	
4			2		2
5			2	3	
6			1		
7			1		1
8		2	1		1
9			3	3	1
10		2		3	3
11			3	6	3
12		2	4	2	2
13			3	4	
14		2	2	3	1
15			1		5
16		1	1	4	5
17					1
18		1	3	1	2
19					3
20				1	5
21					5
22					4
23				3	1
24					
25				1	
26		1			
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
枠外 1					2
枠外 2					2
枠外 4					1
特 5					2
特 7					1
計		11	30	35	53
総数					129

高等学校等教育職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4
1	-	-		
2		2		
3		5		
4		11		
5		22		
6		32		
7		40		
8		41		
9		53		
10	4	55		
11	5	74		1
12	5	61	2	
13	6	62	1	2
14	6	85	1	12
15	4	97	1	21
16	8	138	1	
17	7	147	7	
18	8	67	6	
19	8	50	9	
20	10	90	16	
21	6	89	16	
22	12	86	9	
23	1	76	2	
24	13	65		
25	9	51		
26	5	33		
27	2	33		
28	4	40		
29	3	58		
30	3	45		
31		51		
32		32		
33		15		
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
枠外 1		18		8
枠外 2		31		8
枠外 3		47		1
枠外 4		37		
枠外 5		27		
枠外 6		16		
枠外 7		3		
計	129	1,985	71	53
			総 数	2,238

中学校及び小学校教育職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4
1	-	-		
2				
3				
4				
5		8		2
6		12		2
7		16		13
8		26		13
9		32		17
10		70		11
11		58	3	17
12		83		32
13		101	8	32
14		81	26	37
15		102	55	66
16		108	54	
17		150	65	
18		242	64	
19		354	32	
20		376	18	
21		302	17	
22		291	23	
23		134	13	
24		224	12	
25		228	14	
26		274	16	
27		175		
28		100		
29		32		
30		99		
31		68		
32		49		
33		43		
34		48		
35		39		
36		24		
枠外 1		15	10	79
枠外 2		47	9	44
枠外 3		85	5	44
枠外 4		45		4
枠外 5		26		
枠外 6		23		
枠外 7		2		
計		4,192	444	413
			総 数	5,049

第4表 給料表別、級別、年齢別職員数

給料表		行政職給料表											公安職給料表							
年齢	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計	1	2	3	4	5	6	7
	18歳	6												6	4					
19	8												8	11						
20	11												11	8						
21	11												11	7						
22	13	10											23	20						
23	2	43	1										46	25						
24	2	51											53	20	15					
25		61											61	11	12	1				
26		41	36										77	5	16	3				
27		22	68										90	4	19	5				
28		10	92										102	3	16	5				
29		5	137					1					143	2	23	12	1			
30		3	98	42									143	2	10	7	1			
31		2	28	105									135		14	7	6			
32			21	104									125		1	17	5			
33		1	7	127				1					136			12	4	1		
34			1	113					1				115			17	3	2		
35		1	1	77	31	1		1					112			12	2	3		
36				10	104			1					115			16	3	3	1	
37				3	96								99			15	3	5	2	
38					94								94			21	6	4	2	
39				1	82	28							111			28	3	7	2	
40				1	64	73				1			139			17	7	3	4	1
41				5	19	131	1	1					157			20	5	7	6	2
42					5	134		1			1		141			17	9	10	7	4
43					7	127	16			1		1	152			10	6	8	6	5
44					1	55	71						127			2	17	11	7	7
45			1			39	82						122			1	19	7	6	7
46						42	105	1					148			1	26	9	7	3
47						25	118	3					146			1	14	4	6	6
48						33	102	5					140				17	23	3	6
49						21	83	11					115				13	17	8	3
50					2	17	82	17				1	119				7	19	22	1
51			1	1		1	157	26	6	1			193		1		7	21	15	6
52						2	113	44	3	2			164			3	20	31	1	
53						1	103	53	6	5			168			2	9	23	2	
54						2	93	66	15	7	4		187			3	11	37	10	
55				1		2	57	48	13	12	2		135			1	1	7	54	9
56							23	30	3	8	1		65					1	35	8
57							10	33	7	10	6		66				1	11	11	
58					1		13	25	11	6	5		61						3	22
59							9	22	7	2			40						1	15
60																				1
61																				
62																				
63																				
64																				
65																				
66																				
67																				
68																				
69以上																				
人員計	人	53	250	492	590	506	734	1,238	390	73	54	21	4,401	122	126	249	193	213	299	130
構成比	%	1.2	5.7	11.2	13.4	11.5	16.7	28.1	8.9	1.7	1.2	0.5	100.0	8.6	8.9	17.6	13.7	15.1	21.2	9.2
平均年齢	歳	21.0	25.5	29.4	33.4	38.4	43.6	50.2	54.2	55.2	55.6	55.1	41.9	23.5	28.0	37.0	44.5	47.7	52.0	52.9

				海事職給料表						研究職給料表						医療職給料表(一)					
8	9	10	計	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	計	
			4																		
			11																		
			8	1					1												
			7	1					1												
			20	1					1												
			25																		
			35	1					1												
			24	3					3												
			24	1					1												
			28	4					4												
			24	1					1												
			38	2					2												
			20	1		1			2												
			27		2	1			3												
			23		2				2												
			17																		
			22																		
			17		1				1												
			23																		
			25			1			1												
			33			1			1												
			40																		
			32			2			2												
			40																		
			47			2	1		3												
			35			1	2		3												
			45			2	1		3												
			1																		
2			42		1	1			2												
1			47			1	1		2												
2			33				1		1												
4			53				1	1	2												
1			42																		
5			54				1		1												
4			54				2		2												
1	1		57			2	3		5												
6			42			1	1		2												
6	3	1	71				3		3												
8			80				1		1												
7	4	2	57				1		1												
	1		24				1		1												
8	3	2	38				1		1												
5	2	1	24				1		1												
			1																		
61	14	6	1,413	16	6	16	22	1	61		109	105	20	11	245	9	30	59	43	141	
4.3	1.0	0.4	100.0	26.2	9.8	26.2	36.1	1.6	100.0		44.5	42.9	8.2	4.5	100.0	6.4	21.3	41.8	30.5	100.0	
53.7	56.6	57.2	43.3	26.1	34.9	42.9	51.3	48.9	40.8		31.6	46.2	54.8	58.3	41.0	27.8	33.4	42.2	53.6	42.9	

医療職給料表（二）								医療職給料表（三）							
1	2	3	4	5	6	7	計	1	2	3	4	5	6	7	計
1							1		5						5
1							1		15						15
2	4						6		24						24
2	4						6		28						28
1	6						7		26						26
	6						6		5	16					21
	7						7		2	20					22
	7						7		3	13					16
	4	1					5		1	15					16
	5	1					6			17					17
	2	5					7			11					11
		6					6			8	11				19
		3					3			5	11				16
		2					2			1	9				10
		3					3				4				4
		1	1				2				6				6
		3	2				5				7				7
		1	6				7				8				8
		1	5	1			7				8				8
			1	4			5				9				9
			1	5			6				2	11			13
			2	6			8				2	18			20
				5			5				1	9			10
				13			13				2	18	1		21
				10			10					16			16
				10			10				2	18	2		22
				12	1		13				2	16			18
				10			10				6	13	1		20
				15			15				6	25	1		32
				16			16				6	24	4		34
				16	7		23				8	17	2		27
				9	7		16				2	10	5		17
				8	7		15				2	7	4		13
				7	5		12				3	3	9		15
				4	8		12					1	3		4
				4			4						3		3
					4		4					1	2		3
				2	7	1	10					1	1		2
7	45	27	18	157	46	1	301		109	106	117	208	38		578
2.3	15.0	9.0	6.0	52.2	15.3	0.3	100.0		18.9	18.3	20.2	36.0	6.6		100.0
24.6	28.4	34.8	40.2	49.7	55.4	59.3	44.9		25.4	30.3	42.1	48.7	53.9		39.9

大学教育職給料表						高等学校等教育職給料表					中学校及び小学校教育職給料表					全給料表
1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計	
																10
																19
																20
																19
																60
																104
																150
																185
																230
																286
																322
																400
																387
																396
																364
																402
																472
																443
																413
																412
																448
																467
																487
																533
																554
																521
																528
																517
																526
																469
																456
																396
																420
																477
																433
																411
																482
																421
																270
																190
																214
																210
																7
																6
																2
																2
																3
																4
																2
																6
																11
																30
																35
																53
																129
																129
																1,985
																71
																53
																2,238
																4,192
																444
																413
																5,049
																14,556
																8.5
																23.3
																27.1
																41.1
																100.0
																5.8
																88.7
																3.2
																2.4
																100.0
																83.0
																8.8
																8.2
																100.0
																100.0
																35.8
																39.6
																46.4
																58.5
																48.9
																36.1
																40.9
																53.8
																57.7
																41.4
																40.2
																48.5
																54.6
																42.1
																42.1

第5表 給料表別、学歴別人員及び平均経験年数

給料表 学歴 経験年数	行政職給料表					公安職給料表					海事職給料表					研究職給料表					医療職給料表(一)				
	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計
	1年未満	16	2	7		25	16		4		20					1					1				
1年	38	2	9		49	31	1	13		45		1		1						2					2
2年	35	1	10		46	26	2	10		38			1	1	6					6	2				2
3年	56	3	8		67	18		3		21					5					5	4				4
4年	53	10	12		75	13		8		21		1	1	2	7					7	1				1
5年	53	5	17		75	12	1	6		19		2	1	3	9					9	6				6
6年	69	14	16		99	11		5		16			2	2	8					8	7				7
7年	85	8	15		108	12		9		21		2		2	6					6	2				2
8年	89	14	18	1	122	7	2	8		17			2	2	6					6	9				9
9年	92	13	28		133	10		16		26		1		1	18					18	2				2
10年	78	13	18		109	5	1	17		23			1	1	15					15	8				8
11年	102	23	51		176	6	1	14		21		1	1	2	6					6	11				11
12年	88	17	51		156	8		10		18			1	1	10					10	4				4
13年	75	11	32		118	11		16		27			4	4	6					6	5				5
14年	73	8	33		114	12		19		31			1	1	5					5	4				4
15年	49	5	15		69	18		11		29					8					8	2				2
16年	56	8	19		83	11	1	9		21					4	1				5	3				3
17年	74	9	28		111	9	1	13		23					5					5	10				10
18年	95	11	36		142	15		12		27			1	1	6	1				7	5				5
19年	93	11	32		136	14		13		27					6					6	3				3
20年	90	18	25		133	18	1	14		33		1	1	2	4					4	3				3
21年	95	9	33		137	21		26		47		2	1	3	6	1				7	7				7
22年	106	14	54		174	32		23		55		2		2	11					11	3				3
23年	82	13	37		132	21		29		50		1	3	4	8					8	8				8
24年	83	21	39		143	23		31		54					6					6	3				3
25年	94	20	44		158	19		22		41		1	1	2	4					4	4				4
26年	65	14	23		102	15		15		30		1		1	5					5	2				2
27年	63	10	19		92	23	1	13		37		1	2	1	4	12				12	4				4
28年	105	22	47		174	16		28		44					6					6					
29年	107	16	39		162	17		16		33		1		1	7	1	2			10	2				2
30年	97	16	47	1	161	22		33		55					6					6	4				4
31年	82	18	37		137	11		27		38					4					4	2				2
32年	69	12	37		118	11		38		49		1	1	1	3	2	1			3	2				2
33年	47	17	79		143	11		41		52			4	4	5					5	1				1
34年	32	15	69		116	10		37		47			1	1	5		1			6	2				2
35年以上	43	13	243	7	306	6		251		257		1	3	6	10	9				9	4				4
合計	2,629	436	1,327	9	4,401	541	12	860		1,413		20	33	8	61	237	5	3		245	141				141
平均経験年数	18.5	20.6	24.2	35.6	20.4	17.6	10.8	26.4		22.9		18.2	20.3	36.9	21.8	17.5	23.8	30.9		17.7	16.9				16.9

医療職給料表(二)					医療職給料表(三)					大学教育職給料表					高等学校教育職給料表					中学校及び小学校教育職給料表					合 計									
大	短	高	中	計	大	短	高	中	計	大	短	高	中	計	大	短	高	中	計	大	短	高	中	計	大	短	高	中	計					
学	学	学	学		学	学	学	学		学	学	学	学		学	学	学	学		学	学	学	学		学	学	学	学		学	学	学	学	
卒	卒	卒	卒		卒	卒	卒	卒		卒	卒	卒	卒		卒	卒	卒	卒		卒	卒	卒	卒		卒	卒	卒	卒		卒	卒	卒	卒	
															3					3	9				9	45	2	11		58				
					6				6					7					7	14				14	98	4	22		124					
7	3			10	9	6			15					20				20	20				20	125	12	21		158						
4	3			7	2	17			19					38				38	39				39	166	23	11		200						
3	1			4	2	13			15	1				1	39			39	71				71	190	25	21		236						
8	2			10	2	26			28					44				44	80				80	214	36	24		274						
5	3			8	2	25			27					75	1			76	101	1			102	278	44	23		345						
1	1			2	6	27			33	4				4	78	1	1	80	102				102	296	39	25		360						
3	2			5	9	15			24	2	1			3	82	1		83	113	2			115	320	37	28	1	386						
2	3			5	1	16			17	4				4	67	2	1	70	110	1			111	306	36	45		387						
1	3			4	4	8			12	1				1	70	2	1	73	100	1			101	282	28	37		347						
3	6			9	3	15			18	3	1			4	71	2	2	75	140	1			141	345	50	68		463						
	4			4	3	12			15	3				3	89	7		96	195	1			196	400	41	62		503						
	2			2		11			11	2	2			4	81	3	2	86	194	3			197	374	32	54		460						
2				2		8			8	1				1	74	1		75	194	4			198	365	21	53		439						
2	2			4	1	5			6	2				2	82	3	7	92	203	4			207	367	19	33		419						
3	3			6	2	7			9	6				6	84	3	4	91	193	2			195	362	25	32		419						
1	1			2	4	4			8	2				2	56		2	58	257	6			263	418	21	43		482						
2	7			9	3	4			7	7	2			9	70	7	5	82	201	2			203	404	34	54		492						
3	2			5		4	1		5	4				4	59	4	4	67	258	2			260	440	23	50		513						
2	5			7	6	4			10	5				5	59	4	3	66	216	3			219	403	36	43		482						
3	6			9	3	7			10	5	2			7	56	1	3	60	251	1			252	447	29	63		539						
6	1			7	4	12			16	4	2			6	64	3	3	70	228	1			229	458	35	80		573						
6	6			12	1	21	1		23	2	1			3	50	5	3	58	179	6			185	357	53	73		483						
6	5			11		17	1		18	4	1			5	53	4	1	58	173	10			183	351	58	72		481						
8	5			13	2	13	2		17	2				2	49	3	1	53	175	20			195	357	62	70		489						
	2			2	3	18	6		27	3	1			4	50	4	3	57	134	31			165	277	71	47		395						
4	4			8	6	14	2		22	5	1			6	59	7		66	101	16			117	277	54	36	1	368						
6	14			20	1	20	2		23	1				1	61	6	4	71	87	16			103	283	78	81		442						
8	8			16	4	21	3		28	3				3	40	3	3	46	102	16			118	290	66	63		419						
5	7			12	4	18	7		29	3				3	47	4	4	55	92	10			102	280	55	91	1	427						
3	12	1		16	1	10	5		16	4				4	42	4	2	48	96	10			106	245	54	72		371						
4	13			17	3	7	6		16						41	5	6	52	94	10			104	226	49	88	1	364						
3	11			14	5	7	6		18	1				1	42	5	6	53	63	14			77	178	54	136		368						
5	9			14	1	4	3		8	1				1	32	4	5	41	71	17			88	159	49	116		324						
5	18	2		25	2	6	6		14	27	2	1		30	78	12	38	1	129	157	25		182	331	77	544	14	966						
124	174	3		301	105	422	51		578	112	16	1		129	####	111	114	1	####	####	236		####	#####	####	2,392	18	14,556						
20.1	24.9	36.5		23.0	16.5	17.7	30.7		18.6	24.6	21.6	38.7		24.4	18.0	24.3	28.4	39.7	18.9	19.1	27.4		19.5	18.7	21.6	25.3	36.4	20.1						

第6表 給料表別、級別平均給料額

給料表 職務の級	行政職	公安職	海事職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	大学 教育職	高等 学校等 教育職	中学校及 び小学校 教育職
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 級	154,838	201,628	207,669		303,922	188,529			307,735	
	150,206	195,579	201,439		294,805	183,046			299,303	
2 級	190,169	244,400	272,800	277,188	405,327	223,443	216,302	318,531	391,700	382,032
	184,488	237,068	264,616	268,872	393,167	216,862	209,813	308,531	380,668	371,097
3 級	226,004	328,855	359,775	403,943	502,110	291,807	262,562	368,162	504,437	450,728
	219,245	318,989	348,982	391,825	486,868	283,193	254,685	357,143	485,111	433,234
4 級	276,991	398,129	450,091	468,710	611,165	343,375	353,046	435,829	545,354	499,426
	268,685	386,185	436,588	450,907	588,377	333,237	342,455	422,906	524,043	479,612
5 級	331,508	424,174	470,400	533,091		422,260	413,561	572,396		
	321,566	411,454	456,288	511,256		409,775	401,159	552,777		
6 級	390,622	453,419				460,533	470,388			
	378,920	439,817				445,392	454,704			
7 級	427,690	469,919				501,307				
	414,921	455,822				481,843				
8 級	452,611	490,938								
	434,992	472,381								
9 級	483,277	511,171								
	463,540	488,533								
10 級	511,170	530,000								
	485,612	503,500								
11 級	563,552									
	535,375									
全 級	355,724	383,164	345,710	358,636	502,126	376,793	340,156	466,160	394,075	397,676
	344,453	371,388	335,339	347,309	485,629	365,412	329,850	451,217	382,687	385,438

(注1) 上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

(注2) 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。以下第7表において同じ。

第7表 給料表別平均給与月額

区 分 給 料 表		平 均 支 給 月 額						合 計
		給 料	扶 養 手 当	調 整 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	そ の 他	
全 給 料 表	15年	円 381,057 369,340	円 11,809	円 719	円 4,743	円 7,249	円 11,303	円 416,880 405,163
	14年	384,621	12,014	695	4,810	7,207	11,290	420,637
行 政 職 (中小学校事務職)	15年	355,724 344,453	13,077	554	3,633	7,647	7,897	388,532 377,261
	14年	358,454	13,310	531	3,681	7,783	7,745	391,504
	15年	369,445 358,361	10,025		2,671	8,136	10,050	400,327 389,243
	14年	372,322	9,807		2,812	8,222	10,452	403,615
公 安 職	15年	383,164 371,388	18,768	244	2,825	2,230	12,169	419,400 407,624
	14年	392,915	20,471	245	2,808	2,182	11,882	430,503
海 事 職	15年	345,710 335,339	17,148		3,000	4,362	16,243	386,463 376,092
	14年	358,800	19,419		3,719	4,331	15,237	401,506
研 究 職	15年	358,636 347,309	12,276		5,473	8,859	6,811	392,055 380,728
	14年	369,587	13,405		5,365	8,745	5,542	402,644
医 療 職 (一)	15年	502,126 485,629	20,128	53,836	8,928	3,347	247,263	835,628 819,131
	14年	510,065	20,869	54,695	9,093	3,001	253,665	851,388
医 療 職 (二) (中小学校栄養職)	15年	376,793 365,412	8,653		2,170	7,774	7,815	403,205 391,824
	14年	381,242	9,072		2,255	7,587	8,157	408,313
	15年	395,353 383,493	5,000		384	9,010	10,119	419,866 408,006
	14年	396,558	5,277		608	8,964	10,458	421,865
医 療 職 (三)	15年	340,156 329,850	5,980		5,253	6,122	2,348	359,859 349,553
	14年	346,743	5,782		4,903	6,125	2,366	365,919
大 学 教 育 職	15年	466,160 451,217	10,938		12,479	4,011	1,505	495,093 480,150
	14年	467,338	11,020		12,100	4,512	1,697	496,667
高 等 学 校 等 教 育 職	15年	394,075 382,687	10,861	23	6,400	8,391	6,684	426,434 415,046
	14年	397,676	10,807	22	6,399	8,258	6,754	429,894
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	15年	397,676 385,438	9,736	9	5,279	8,048	11,130	431,878 419,640
	14年	399,529	9,634		5,464	7,870	11,456	433,953

(注1) 15年の給料及び合計の上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

(注2) その他は、初任給調整手当及び特地勤務手当等である。

第 8 表 給料表別扶養手当支給状況等

その 1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	該当職員数	対象扶養親族数	
		配偶者	配偶者以外の扶養親族
	人	人	人
1人	2,766	927	1,839
2人	2,632	1,062	4,202
3人	2,130	1,359	5,031
4人	928	799	2,913
5人	151	139	616
6人	20	19	101
7人	1	1	6
計	8,628	4,306	14,708

(注)「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者である。以下その 2 において同じ。

その 2 給料表別平均扶養親族数及び平均支給額

区分 給料表	受給者数	受給者 1人当たり 扶養親族数	受給者 1人当たり 平均支給額	職員 1人当たり 平均支給額
	人	人	円	円
全給料表	8,628	2.2	19,923	11,809
行政職	2,762	2.3	20,837	13,077
公安職	1,138	2.3	23,303	18,768
海事職	42	2.6	24,905	17,148
研究職	147	2.2	20,459	12,276
医療職(一)	114	2.6	24,895	20,128
医療職(二)	149	1.8	17,480	8,653
医療職(三)	247	1.6	13,994	5,980
大学教育職	75	1.8	18,813	10,938
高等学校等教育職	1,242	2.2	19,570	10,861
中学校及び小学校教育職	2,712	2.2	18,126	9,736

第9表 給料表別住居手当支給状況

区分 給料表	支給区分								職員数			受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	職員				配偶者等				受給者	非受給者	合計		
	自宅		借家等	公舎等	小計	借家等	公舎等	小計					
	取得後5年 以上	未 満											
全給料表	2,549	1,058	2,250	1,248	7,105	49	2	51	7,140	7,416	14,556	9,669	4,743
									49.1%	50.9%	100.0%		
行政職	917	339	432	472	2,160	19	2	21	2,178	2,223	4,401	7,341	3,633
									49.5%	50.5%	100.0%		
公安職	202	104	78	352	736	16		16	742	671	1,413	5,379	2,825
									52.5%	47.5%	100.0%		
海事職	19	3	6	2	30	1		1	31	30	61	5,903	3,000
									50.8%	49.2%	100.0%		
研究職	55	14	39	35	143				143	102	245	9,376	5,473
									58.4%	41.6%	100.0%		
医療職(一)	37	13	36	26	112				112	29	141	11,239	8,928
									79.4%	20.6%	100.0%		
医療職(二)	39	13	19	13	84	2		2	86	215	301	7,595	2,170
									28.6%	71.4%	100.0%		
医療職(三)	22	10	120	4	156				156	422	578	19,464	5,253
									27.0%	73.0%	100.0%		
大学教育職	16	5	24	53	98				98	31	129	16,427	12,479
									76.0%	24.0%	100.0%		
高等学校等 教育職	409	163	503	136	1,211	8		8	1,218	1,020	2,238	11,759	6,400
									54.4%	45.6%	100.0%		
中学校及び 小学校教育職	833	394	993	155	2,375	3		3	2,376	2,673	5,049	11,219	5,279
									47.1%	52.9%	100.0%		

(注) 支給区分における「配偶者等」とは、単身赴任する職員で留守家族が居住する住居に対して支給されるものの数をいい、職員小計と配偶者等小計の計は、受給者数とは必ずしも一致しない。

第10表 給料表別通勤手当支給状況

区分 給料表	受給者					非受給者	合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	交通 機関等 利用者	交通用具使用者		併用者	小計				
		四輪	その他						
全給料表	人 452	人 10,123	人 682	人 61	人 11,318	人 3,238	人 14,556	円 9,323	円 7,249
	3.1%	69.5%	4.7%	0.4%	77.8%	22.2%	100.0%		
行政職	357	2,362	390	37	3,146	1,255	4,401	10,697	7,647
	8.1%	53.7%	8.9%	0.8%	71.5%	28.5%	100.0%		
公安職	33	516	202		751	662	1,413	4,196	2,230
	2.3%	36.5%	14.3%		53.1%	46.9%	100.0%		
海事職		29	3		32	29	61	8,316	4,362
		47.5%	4.9%		52.5%	47.5%	100.0%		
研究職	8	205	11	3	227	18	245	9,562	8,859
	3.3%	83.7%	4.5%	1.2%	92.7%	7.3%	100.0%		
医療職(一)	1	53	3	3	60	81	141	7,866	3,347
	0.7%	37.6%	2.1%	2.1%	42.6%	57.4%	100.0%		
医療職(二)	3	210	10	2	225	76	301	10,399	7,774
	1.0%	69.8%	3.3%	0.7%	74.8%	25.2%	100.0%		
医療職(三)	1	421	19	1	442	136	578	8,006	6,122
	0.2%	72.8%	3.3%	0.2%	76.5%	23.5%	100.0%		
大学教育職	6	66	3		75	54	129	6,899	4,011
	4.7%	51.2%	2.3%		58.1%	41.9%	100.0%		
高等学校等 教育職	28	1,796	24	6	1,854	384	2,238	10,129	8,391
	1.3%	80.3%	1.1%	0.3%	82.8%	17.2%	100.0%		
中学校及び 小学校教育職	15	4,465	17	9	4,506	543	5,049	9,018	8,048
	0.3%	88.4%	0.3%	0.2%	89.2%	10.8%	100.0%		

第11表 給料表別休職者等の状況

区 分 給 料 表	休 職	育 児 休 業	15年4月1日	合 計
			付 け 退 職	
	人	人	人	人
全 給 料 表	37	233	1	271
行 政 職	12	41		53
公 安 職		2		2
海 事 職				
研 究 職				
医 療 職 (一)				
医 療 職 (二)		5		5
医 療 職 (三)		18		18
大 学 教 育 職	1	2		3
高 等 学 校 等 教 育 職	11	45		56
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	13	120	1	134

第12表 再任用職員の給料表別、級別人員

給 料 表	級				計
	1	2	3	4	
	人	人	人	人	人
全 給 料 表		13	1	3	17
行 政 職				3	3
(中 小 学 校 事 務 職)					
公 安 職					
海 事 職					
研 究 職					
医 療 職 (一)					
医 療 職 (二)			1		1
(中 小 学 校 栄 養 職)					
医 療 職 (三)					
大 学 教 育 職					
高 等 学 校 等 教 育 職		11			11
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職		2			2

2 民間給与実態調査の概要について

今回の報告の基礎となった「平成15年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を比較検討するため、平成15年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査の方法

本委員会及び人事院の職員が分担して各事業所に赴き、面接によって調査した。

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、漁業、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、医療、福祉、教育、学習支援業及びサービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）に分類された183事業所

イ 調査対象職種

94職種（行政職相当職種...44職種、その他の職種...50職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従って、産業、規模等により8層に層化し、経費、労力等を考慮して定めた抽出率を用いて、これらの層から100事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

イ 従業員の抽出

調査職種に該当する従業員が多数にのぼる場合、初任給関係以外については、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 実地調査

ア 調査の完結した事業所は、抽出した100事業所のうち、規模が調査の対象外である事業所及び調査不能の事業所を除く98事業所である。

イ 調査実人員 4,103人

内訳（初任給関係 123人
上記以外 3,980人（うち行政職に相当する職種3,058人））

(6) 集計

総計及び平均の算出に際しては、すべて抽出率の逆数を乗ずることにより母集団に復元した。

第13表 産業別、規模別調査事業所数

産 業	事業所規模			
	計	500人以上	100人～499人	50人～99人
計	98 事業所	4 事業所	49 事業所	45 事業所
漁業、鉱業、建設業	9	0	4	5
製 造 業	51	3	25	23
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	14	0	8	6
卸 売 ・ 小 売 業	9	0	2	7
金融・保険業、不動産業	5	0	2	3
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	10	1	8	1

第14表 民間の従業者と行政職の職員との対応格付

民 間 の 従 業 者		職 員 の 職務の級
企業規模500人以上	企業規模500人未満	
支 店 長 ・ 工 場 長 事 務 部 長 ・ 技 術 部 長 事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	—————	11 級
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	支 店 長 ・ 工 場 長 事 務 部 長 ・ 技 術 部 長 事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	9 ・ 10 級
事 務 課 長 代 理 ・ 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	7 ・ 8 級
事 務 係 長 ・ 技 術 係 長	事 務 課 長 代 理 ・ 技 術 課 長 代 理	6 級
	事 務 係 長 ・ 技 術 係 長	5 級
事 務 主 任 ・ 技 術 主 任	事 務 係 長 ・ 技 術 係 長	4 級
	事 務 主 任 ・ 技 術 主 任	3 級
事 務 係 員 ・ 技 術 係 員	事 務 主 任 ・ 技 術 主 任 事 務 係 員 ・ 技 術 係 員	1 ・ 2 級

(注) この表は、行政職の職員の給与と民間の給与を比較する際の各役職段階における対応関係を示したものである。

第15表 職種別給与額等の状況

その1 企業規模500人以上

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成15年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間 外手当 B	A - B
支店長	5人	54.3歳	598,800円	0円	598,800円
工場長	8	52.0	700,384	0	700,384
事務部長	11	52.8	635,537	0	635,537
技術部長	13	50.1	728,374	0	728,374
事務部次長	12	51.3	668,575	0	668,575
技術部次長	18	51.1	728,521	0	728,521
事務課長	68	48.5	536,979	6,557	530,422
技術課長	60	45.9	599,185	3,678	595,507
事務課長代理	43	45.2	536,282	64,705	471,577
技術課長代理	43	47.8	606,222	15,319	590,903
事務係長	108	45.7	436,958	43,095	393,863
技術係長	69	43.9	544,219	74,691	469,528
事務主任	123	41.9	370,853	35,455	335,398
技術主任	108	39.6	431,401	56,765	374,636
事務係員	452	35.4	277,195	29,174	248,021
技術係員	374	31.7	292,324	36,306	256,018

(注) 職種の定義は次のとおりである。以下、その2において同じ。
 ・支店長・工場長... 構成員50人以上の支店(社)・工場の長(取締役兼任者を除く。以下同じ。)
 ・事務部長・技術部長... 3課以上又は構成員30人以上の部の長
 ・事務部次長・技術部次長... 上記部長に事故等あるときの職務代行者
 ・事務課長・技術課長... 2係以上又は構成員10人以上の課の長
 ・事務課長代理・技術課長代理... 上記課長に事故等あるときの職務代行者又は課長に直属し部下4人以上を有する者
 ・事務係長・技術係長... 課長又は課長代理等に直属する組織の長で直属の部下を有する者

その2 企業規模500人未満

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成15年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間 外手当 B	A - B
支店長	2人	49.5歳	471,009円	0円	471,009円
工場長	6	49.3	500,001	7,518	492,483
事務部長	6	51.4	554,509	0	554,509
技術部長	18	50.6	488,980	0	488,980
事務部次長					
技術部次長	5	49.6	419,910	0	419,910
事務課長	26	44.3	398,230	6,584	391,646
技術課長	58	47.1	432,731	601	432,130
事務課長代理	6	43.7	362,841	38,079	324,762
技術課長代理	19	42.7	399,030	23,210	375,820
事務係長	84	42.1	311,283	27,565	283,718
技術係長	68	42.3	356,197	35,799	320,398
事務主任	111	40.2	299,620	28,487	271,133
技術主任	149	37.2	334,068	45,846	288,222
事務係員	619	33.8	232,871	23,329	209,542
技術係員	366	30.7	278,500	47,501	230,999

第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	企業規模計		500人以上		500人未満		
		調 査 実人員	平均額	調 査 実人員	平均額	調 査 実人員	平均額	
事務・ 技術関係	新卒事務員	大学卒	20	182,728	5	203,920	15	175,664
		短大卒	6	147,033	1	166,000	5	143,240
		高校卒	13	140,141			13	140,141
	新卒技術者	大学卒	23	182,352	3	202,253	20	179,367
		短大卒	5	158,560	1	171,100	4	155,425
		高校卒	2	136,000			2	136,000
	新卒事務員・技術者計	大学卒	43	182,527	8	203,295	35	177,780
		短大卒	11	152,273	2	168,550	9	148,656
		高校卒	15	139,588			15	139,588
その他	準新卒薬剤師	大学卒	1	186,900			1	186,900
	準新卒看護師	養成所卒	51	192,157	43	193,893	8	182,825
	準新卒准看護師	〃	2	146,800			2	146,800

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の調整手当に相当する額を含むものとする。

第17表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,562 円
配 偶 者 と 子 1 人	18,698
配 偶 者 と 子 2 人	22,228

(注) 1 家族手当の支給について配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

2 支給月額、家族手当が平成13年以降改定された事業所について算出した。

備 考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については14,000円、配偶者以外については、1人目及び2人目がそれぞれ6,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第18表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	49.6 %
借家・借間居住者に支給	49.6
自宅居住者に支給	31.5
非 給	50.4

自宅居住者に対する住宅手当の支給理由(複数回答)	事 業 所 割 合
借家・借間との均衡を考慮	30.0 %
世帯主や有扶養者への補助	49.9
勤務地域の賃金・物価に着目	15.2
持家の奨励	23.2
住宅の維持・修繕費を考慮	16.4
そ の 他	7.7

(注) 自宅居住者に住宅手当を支給する事業所から支給理由不明の事業所を除いたものを100とした割合である。

第19表 民間における通勤手当の支給状況

その1 交通機関利用者に対する支給状況

支給事業所の割合	計	算定の基礎となる定期券	
		最長期間の定期券	1箇月定期券
94.8 %	100.0 %	41.2 %	58.8 %

(注) 算定の基礎となる定期券の割合は、支給事業所から算定の基礎となる定期券が不明の事業所を除いたものを100とした割合である。

その2 交通用具使用者に対する通勤手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	97.1 %
非支給	2.9

支給形態	事業所割合
運賃相当額制	全額支給制 4.3 %
	制限支給制 78.1
距離段階別定額制	85.3
一律定額制	-
その他	10.4

距離段階別定額制の場合における支給月額						
距離区分(片道)	10km	20km	30km	40km	50km	60km
支給月額	6,421 円	11,562 円	16,103 円	19,764 円	22,562 円	24,636 円

第20表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		事務・技術等従業者	技能・労務等従業者
	上半期 (a)	下半期 (b)		
平均所定内給与月額	上半期 (a)		309,161 円	235,347 円
	下半期 (b)		307,660 円	235,381 円
特別給の支給額	上半期 (A)		584,056 円	370,489 円
	下半期 (B)		642,463 円	395,630 円
特別給の支給割合	上半期 (A/a)		1.89 月分	1.57 月分
	下半期 (B/b)		2.09 月分	1.68 月分
年 間 計			3.98 月分	3.26 月分

(注) 1 上半期とは平成14年5月から10月まで、下半期とは同年11月から平成15年4月までの期間をいう。

第21表 民間における賞与の配分状況

項 目	夏 季		冬 季	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
課長級	51.8 %	48.2 %	51.5 %	48.5 %
係員級	60.2	39.8	60.0	40.0

3 物価及び生計費について

消費者物価指数は、基準となる時点（5年ごとに改定、平成15年4月現在は平成12年）で消費者世帯が購入した商品やサービスにかかった費用と、比較する時点での価格で基準時と同じ量の商品やサービスを購入した場合にかかる費用を比べ、指数化したものである。

また、標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）に基づき、平成15年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

（1）標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

食料費	食料（穀類、酒類、外食等にかかった費用）
住居関係費	住居（家賃、設備修繕費等）、光熱・水道、家具、家事用品（家庭用耐久財、室内装備品等にかかった費用）
被服・履物費	被服・履物
雑費	保健医療（医薬品、保健医療サービス等にかかった費用）、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費	その他消費支出（諸経費、こづかい、交際費等）

（2）費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、人事院が算定した全国の標準生計費に家計調査における費目別平均支出金額（1ヶ月の日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）の全国と松江市との数値比を乗じて算出した。

2人～5人世帯については、費目別平均支出金額に、人事院が算定した費目別、世帯人員別生計費換算乗数（次表のとおり）を乗じて算定した。

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.464	0.623	0.782	0.941
住居関係費	1.012	0.927	0.842	0.756
被服・履物費	0.359	0.507	0.655	0.803
雑費	0.324	0.471	0.618	0.766
雑費	0.361	0.411	0.461	0.512

第22表 消費者物価指数及び消費支出（勤労者世帯）

（松江市）

出典：総務省

区 分	年 月			
	平成12年 4月	平成13年 4月	平成14年 4月	平成15年 4月
消費者物価指数	99.9	99.6	97.9	98.5
消費支出（勤労者世帯）	363,121 円	297,430 円	354,283 円	306,868 円

（注）1 消費者物価指数は、平成12年の平均を100としたものである。

2 消費支出（勤労者世帯）は、家計調査によるものである。

第23表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 松江市

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食 料 費	28,140 円	33,170 円	44,530 円	55,890 円	67,260 円
住居関係費	28,030	61,970	56,760	51,540	46,330
被服・履物費	11,350	7,180	10,140	13,100	16,060
雑 費	31,650	32,000	46,550	61,100	75,650
雑 費	13,150	25,250	28,770	32,290	35,820
計	112,320	159,570	186,750	213,920	241,120

その2 全 国

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食 料 費	29,750 円	35,060 円	47,070 円	59,080 円	71,090 円
住居関係費	24,370	53,890	49,350	44,820	40,280
被服・履物費	9,420	5,960	8,420	10,870	13,330
雑 費	43,940	44,420	64,620	84,810	105,020
雑 費	14,640	28,120	32,040	35,960	39,890
計	122,120	167,450	201,500	235,540	269,610

4 勧告による改定額等の概要について

(1) 給与の改定額及び改定率

本委員会勧告に伴う本県職員（行政職）及び人事院勧告に伴う国家公務員（行政職(一)・(二)）の改定額等の状況は、次のとおりである。

内 訳	本県〔行政職〕		国〔行政職(一)・(二)〕	
	改定額	改定率	改定額	改定率
給 料	3,866 円	1.00 %	3,459 円	0.91 %
扶 養 手 当	176	0.05	209	0.06
住 居 手 当	627	0.16	173	0.05
通 勤 手 当	1,427	0.37	-	-
調 整 手 当	236	0.06	-	-
は ね か え り 分	29	0.01	213	0.06
合 計	6,361	1.64	4,054	1.07
勧告前の給与月額	388,532 円 377,261		377,535 円	
勧告後の給与月額	382,171 円		373,481 円	
平均年齢	41.9 歳		41.0 歳	

- (注) 1 本県の改定額及び改定率は減額措置前の額との比較である。
 2 本県の勧告前の給与月額の上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。
 3 「給料」には、給料の調整額を含む。
 4 本県の調整手当の改定額は異動保障廃止によるものである。
 5 「はねかえり分」は、給料及び扶養手当の改定に伴って、調整手当及び特勤勤務手当等が減少する額である。

(2) 給与の改定内容

ア 給料表 別記第1のとおり

イ 諸手当

(ア) 扶養手当

区 分	現 行	勧 告	現行との比較
配偶者	14,000 円	13,500 円	500 円

(イ) 住居手当

a 自宅に係る手当

新築・購入住宅に係るもの（住宅取得後5年間）	改定なし（現行 2,500円）
上記以外	廃止（現行 1,000円）

b 職員宿舍等居住者に係る手当 廃止（経過措置あり）

(ウ) 通勤手当

交通機関等利用	6箇月定期券等による価額とし、1箇月当たり55,000円を限度に全額支給
交通用具使用	別記第2のとおり

(エ) 調整手当

異動保障(現行1年)の廃止

(オ) 期末手当・勤勉手当

手当名	区分	現行	勧告	現行との比較
期末手当	6月期	1.55 月分	1.55 月分	- 月分
	12月期	1.7	1.45	-
	年間	3.25	3.00	0.25
勤勉手当	6月期	0.7	-	-
	12月期	0.7	-	-
	年間	1.4	1.4	-
合計		4.65	4.4	0.25

(注) 平成16年度以降の期末手当支給割合は、6月期1.4月分とし、12月期を1.6月分とする。

(3) モデル給与例

本県職員(行政職)の、勧告前の給与と本委員会勧告を実施した場合の給与は、次のように試算される。

設定			勧告前		勧告後		年間給与 の比較
役職	年齢	扶養者	月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	25歳	なし(独身)	185,852円	3,121,164円	190,200円	3,087,646円	33,518円
	30	配偶者	245,539	4,101,923	249,900	4,050,522	51,401
係長級	35	配偶者・子1	307,993	5,210,528	313,100	5,139,846	70,682
	40	配偶者・子2	362,493	6,128,153	368,600	6,045,716	82,437
課長	45	配偶者・子2	423,506	7,262,699	430,700	7,160,676	102,023
補佐級	50	配偶者・子2	438,056	7,514,024	445,600	7,409,039	104,985
課長級	55	配偶者・子2	463,952	8,091,453	476,600	7,991,052	100,401
部長級	55	配偶者・子2	564,555	10,671,081	585,700	10,522,148	148,933

(注1) 月額について、「勧告前」は減額措置後、「勧告後」は勧告による額。

(注2) 年間給与について、「勧告前」は減額措置後の額により試算した額、「勧告後」は4月から11月までの減額措置後の額に12月から3月までの勧告により試算した額を加えた額。

5 人事院の給与等に関する報告及び勧告の骨子 (抜粋)

給与勧告の骨子

平均年間給与は5年連続、かつ、過去最大の減少(年収 16.3万円(月例給 1.1%と期末・勤勉手当 1.5%を合わせて 2.6%))

官民給与の逆較差(1.07%)を是正するため、2年連続で月例給の引下げ改定俸給月額引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ、自宅に係る住居手当の支給対象を限定
期末・勤勉手当(ボーナス)の引下げ(0.25月分)
通勤手当の6箇月定期券等の価額による一括支給への変更、調整手当の異動保障の見直し
本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る官民較差相当分を解消するため、4月の給与に較差率を乗じて得た額を基本として、12月期の期末手当で調整

1 給与勧告の基本的考え方

- ・ 公務員給与が民間給与を上回った場合においても、官民給与の精確な比較により公務員給与の適正な水準を確保することが、情勢適応の原則にかなうものと判断
- ・ 配分、改定実施までの官民較差相当分の調整方法等については、各府省の人事当局や職員団体の意見を十分に聴取し検討

2 官民給与の比較

約8,100民間事業所の約36万人の個人別給与を実地調査(完了率93.5%)

<月例給> 官民の4月分給与を調査(ベア中止、定昇停止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映)し、職種、役職段階、年齢、地域など給与決定要素の同じ者同士を比較

<ボーナス> 過去1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間支給月数を比較
官民較差(月例給) 4,054円 1.07%

[行政職...現行給与 377,535円 平均年齢 41.0歳]

俸給	3,459円	扶養手当	209円
住居手当	173円	はね返し分	213円

3 改定の内容と考え方

<月例給> 官民較差(マイナス)の大きさ等を考慮し、月例給を引下げ

(1) 俸給表:すべての級のすべての俸給月額について引下げ

行政職俸給表 級ごとに同率の引下げを基本とするが、初任給付近の引下げ率は緩和、管理職層の引下げ率は平均をやや超える率(平均改定率 1.1%)

指定職俸給表 行政職俸給表の管理職層と同程度の引下げ(改定率 1.2%)

その他の俸給表 行政職との均衡を基本に引下げ

(2) 扶養手当 配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引下げ
(14,000円 13,500円)

(3) 住居手当 自宅に係る住居手当を新築・購入から5年間(2,500円)に限定(月額1,000円に係るものは廃止)

(4) 通勤手当

- ・ 6箇月定期券等(交通機関等利用者)の価額による一括支給を基本とすることに变更するとともに、2分の1加算措置を廃止し、55,000円まで全額支給
- ・ 交通用具使用者に係る通勤手当について片道40km以上の使用距離区分を4段階増設

(5) 調整手当

- ・ いわゆる「ワンタッチ受給」防止のため、異動前の調整手当支給地域における在勤期間が6箇月を超えることを要件化
- ・ 異動保障の支給期間(現行3年間)を2年間とし、2年目の支給割合は現行の80/100

(6) その他の手当

委員、顧問、参与等の手当

指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ（38,400円 37,900円）

医師の初任給調整手当・医療職・ 最高311,400円 307,900円

・医療職・以外（医系教官等）最高 50,800円 50,200円

< 期末・勤勉手当等（ボーナス） >

民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.65月 4.4月分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
本年度	期末手当	1.55月（支給済み）	1.45月（現行1.7月）
	勤勉手当	0.7月（支給済み）	0.7月（改定なし）
16年度	期末手当	1.4月	1.6月
	勤勉手当	0.7月	0.7月

[実施時期等] 3の(1)、(2)、(3)、(6)及び期末・勤勉手当等の改定については、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施。3の(4)及び(5)の改定については、平成16年4月1日から実施

本年4月からこの改定の実施の前日までの期間に係る官民較差相当分を解消するため、4月の給与に較差率を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月期のボーナスの額に較差率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で調整

< その他の課題 >

(1) 教育職俸給表の検討

国立大学の法人化等に伴い、教育職俸給表の在り方等について早急に必要な改正を行うため検討

(2) 寒冷地手当の実態の把握

速やかに全国的な調査を実施し、調査結果を踏まえて検討

(3) 特殊勤務手当の見直し

手当ごとの実態等を精査して廃止を含めた見直し等を検討

(4) 月例給の比較方法の見直し

行政職俸給表・を来年から比較の対象外とする方向で検討

(5) 特別給の算定方法の見直し

民間の特別給の前年冬と当年夏の実態調査に基づき特別給を改定

(6) 独立行政法人等の給与水準

役職員の給与水準の公表に向けた検討への協力

4 給与構造の基本的見直し

- ・ 公務内外の大きな環境変化の下、地域の公務員給与の在り方について、国民の関心の高まり

地域における公務員給与は民間に比べ高く、公務員給与の地域差は民間に比べ不十分との指摘

- ・ 職務・職責を基本に勤務実績・業績を重視した制度となるよう給与全般の見直しを行いつつ、民間給与の地域差に対応できる仕組みとするなど、全体として整合性の取れた形での見直しが必要

「地域に勤務する公務員の給与に関する研究会」の基本報告（本年7月）でも同様の認識・提言

- ・ 今後とも、労働基本権制約の代償機能を適切に果たすべく、各府省、職員団体等と積極的に意見交換を行いながら、早期に具体化が行えるよう検討

昇給制度を含めた俸給構造の見直し、民間給与の地域差に対応できるよう地域関連手当を再構築、スタッフ職を念頭においた新俸給表の設定、人事評価システムの整備 など

【参考】モデル給与例

(単位：円)

			勤告前		勤告後		年間給与 の減少額
			月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	25歳	独身	185,600	3,090,000	184,400	3,024,000	66,000
	30歳	配偶者	237,300	3,931,000	234,600	3,829,000	102,000
係長	35歳	配偶者、子1	319,700	5,365,000	315,900	5,219,000	146,000
	40歳	配偶者、子2	358,200	6,005,000	354,000	5,842,000	163,000
地方機関課長	50歳	配偶者、子2	479,360	7,938,000	473,910	7,729,000	209,000
本府省課長	45歳	配偶者、子2	669,060	11,500,000	660,940	11,174,000	326,000
本府省局長	-	-	1,123,360	19,076,000	1,109,920	18,532,000	544,000
事務次官	-	-	1,475,040	25,048,000	1,457,120	24,329,000	719,000

公務員制度改革に関する報告の骨子

公務員制度改革が国民から支持され、実効ある制度として運用されるためには、関係者や各界有識者を含め各方面で幅広い見地からオープンな議論が行われる必要。このような議論に資するため、公務員制度改革が向かうべき方向性などについて人事院の見解を表明

1 公務員制度改革に当たっての基本事項

国民の求める改革への対応

- ・ 公務員制度改革の出発点として、国民の公務員に対する批判に正面からこたえる必要。国民からは、セクショナリズム、キャリアシステム、「天下り」、幹部公務員不祥事、年功的人事等について様々な批判

公務員制度の基本理念

- ・ 国民全体の奉仕者たる公務員の公正な職務遂行を支えるため、公務員人事管理が中立公正に行われるような仕組みが必要。とりわけ採用試験や研修等については、人事院が引き続き重要な役割を果たす必要
- ・ 公務員にも憲法第28条の保障が及ぶ中で、労働基本権の制約を継続する場合には、制約に見合った代償機能が適切に発揮される仕組みが維持される必要

検討プロセス

- ・ 公務員制度の検討に当たっては国民的視点が不可欠。そのため、有識者等を含めた幅広いオープンな議論を経て改革案が作成されることが必要
- ・ 改革の趣旨や新たな制度の内容等について、現場の管理者を含め各府省において十分理解されることが必要。また、実際に働く職員側の納得を得て改革を進める必要

2 制度改革が向かうべき方向

能力等級制

- ・ 公務において、能力主義による人事管理を推進することは極めて重要。そのため、職務を遂行する能力を的確に評価し、昇任・配置等を行うとともに、職務・職責を基本として、実績や成果を適切に反映した給与システムを構築することが適当
- ・ 検討に当たっては、各府省や職員団体などの関係者との十分な意見交換を行うとともに、広く有識者とオープンに議論するなど、透明な検討プロセスが必要。その際、「能力等級制」の是非を議論するためには、官職が必要とする能力基準、評価基準の案が公表される必要
- ・ 能力等級表及び能力等級は、職員の給与決定の基準となるものであり、重要な勤務条件。これは多くの労働法学者も指摘
- ・ 評価基準については、中央レベルにおいて関係者と協議の上、共通的・統一的な基準を作成し、各府省レベルにおいてそれをブレークダウンすることが適切
- ・ 評価結果についての職員からの苦情等に対応するための苦情処理システムの充実が必要

「天下り」

- ・ 「大臣承認制」についてはマスコミ、有識者から厳しい批判。セクショナリズムを是正するためにも、営利企業への再就職だけでなく、特殊法人、公益法人等への再就職等を含めた再就職全般について内閣が責任を持って一括管理する必要
- ・ 営利企業への再就職を認める基準は、法律で定める必要。また、特殊法人、公益法人等への再就職についても、統一的、総合的な基準が必要

人材の確保・育成

- ・ **キャリアシステムの見直し**-----全体の奉仕者としての使命感を持ち、政策立案能力、管理能力等にも優れた幹部要員の採用・選抜・育成・処遇システムを新たな視点で再構築する必要。そのため、採用試験の種類について精査するとともに、中途採用者の位置付けなどにも十分配慮しつつ検討。なお、**種等採用職員の登用も着実に推進**
- ・ **試験制度**-----種採用試験について、大学院卒の受験者の増大への対応を中心に、問題設定能力、多角的考察力等についてもよく検証して最終合格者を決定する試験に改編
採用試験については、内閣がどのような人材が必要とされるかなどの採用に関する基本方針を定め、人事院がそれを踏まえて試験を企画・実施するシステムとすることが適当
- ・ **研修**-----国民全体の奉仕者性の徹底を中心とした研修の強化、思索型プログラムによる幹部行政官セミナーの導入
研修については、任命権者、内閣総理大臣、人事院がそれぞれの立場で実施し、人事院は、その性格上国民全体の奉仕者としての職業公務員の養成研修を実施することが適当
- ・ **人事交流及び民間人材活用の促進**-----具体的な数値目標を設定するなどにより府省間人事交流を一層進めるとともに、民間人材の基幹的ポストへの採用・登用を促進
- ・ **女性国家公務員の採用・登用の拡大**-----各府省の「女性職員の採用・登用拡大計画」のフォローアップを的確に行い一層の促進。育児休業をより利用しやすくする制度の改善

服務規律と勤務環境の整備

- ・ 各府省と人事院が協力して一層厳正・公正な懲戒権の行使が可能となる仕組みの導入。また、各府省が懲戒処分公表を判断する際の指針を作成
- ・ 多様な勤務形態の導入を図るための研究会を設置し、フレックスタイム制、短時間勤務制などの適用拡大、弾力化等を検討
- ・ セクシュアル・ハラスメント防止対策について、実効ある苦情相談体制などを構築
- ・ メンタルヘルスに係る研究会を設置し、予防対策の充実と治療回復のための施策等を検討

人事管理の適正な運用の確保

- ・ 職員からの不服申立てを迅速かつ弾力的に解決できるよう、あっせんの手続を設けるとともに、簡易な審理方式等を整備。また、人事院の苦情処理と各府省の苦情処理とを併置するとともに、苦情処理の体制・方法、手続等各府省共通の指針を設定
- ・ 基準化を更に進めつつ、人事院が適切に事後チェック機能を果たすため、報告から調査、是正指導等を経て人事行政改善勧告に至る手続等を整備

(参考)

【受動喫煙対策について】

他人のたばこの煙を吸わされること...「受動喫煙」による健康被害が報告される中、国は、本年5月に健康増進法を施行し、その中で多数の者が利用する施設の管理者に受動喫煙防止の努力義務を課した。

加えて、労働安全衛生法に基づく快適な職場環境づくりの指針として、本年5月に「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を公表し、対策の徹底を求めている。

健康増進法(抄)(平成14年8月2日法律第103号)

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)に基づく『職場における喫煙対策のためのガイドライン』(平成15年5月9日基発第0509001号)要旨

施設・設備対策

- ・可能な限り喫煙室を設置し、困難である場合には、喫煙コーナーとすること。
- ・喫煙室等には、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式の喫煙対策機器を設置すること。

空気環境対策

- ・喫煙室等から非喫煙場所へたばこの煙やにおいの漏れを防止するため、境界において喫煙室等へ向かう気流の風速を0.2m/s以上とするように必要な措置を講じること。

【総労働時間 1800 時間について】

労働時間の短縮を図るため、国は昭和62年に労働基準法を改正し、週40時間労働制に向けて法定労働時間を段階的に短縮していくことを明確にした。これに伴い、島根県では、4週6休制等を経て、平成4年に行政職員等を対象として週40時間労働制とし、平成14年には教育職員にも週40時間労働制を実施している。

一方、更なる労働時間短縮の取組を促進するため、国は平成4年に「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」を施行し、国による「労働時間の短縮を推進するための計画の策定」を義務付けた。この法律は、当初平成9年8月末までの時限立法であったが、引き続き目標達成を促すために、平成18年3月末まで延長されている。

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（抄）（平成4年7月2日法律第90号）

第4条 国は、労働時間の短縮を推進するための計画を策定しなければならない。

労働時間短縮推進計画（抄）（平成13年8月3日閣議決定）

3 労働時間の短縮の目標

労働時間の短縮の流れを一層確実なものとし、平成17年度までの間に年間総労働時間1800時間の達成・定着を図るため、年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減に重点を置いて取組を進める。

職員の給与等に関する報告及び勧告

発行日 平成15年10月14日
編集・発行 島根県人事委員会事務局
松江市殿町1